

気仙ものづくり産業人材育成ネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、気仙ものづくり産業人材育成ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）と称する。

(事務局)

第2条 ネットワークの事務局を沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター内に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、企業、学校、行政及び団体が一体となって、大船渡地域（大船渡市、陸前高田市及び住田町）のものづくり産業を支える人材を育成することをはじめ、地域のものづくり産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と企業が共同で行う産業人材育成関連事業の総合調整
- (2) 会員（企業・学校等）のニーズ把握
- (3) 会員（企業・学校等）への地域の企業（学校）情報の提供
- (4) 会員（企業・学校等）からの相談対応
- (5) その他、必要な事業

(会員)

第5条 ネットワークの会員は、第3条の目的に賛同し、ネットワークの運営等に参画するものであり、大船渡地域のものづくり関連分野の企業、学校、行政、団体を基本とする。

ただし、それ以外の地域の企業等であっても加入できるものとする。

(役員)

第6条 ネットワークに次の役員を置く。

代表	1名
副代表	2名以内
運営委員	16名以内

(選任)

第7条 運営委員は、総会において会員の中から選任する。

- 2 代表及び副代表は、総会において運営委員の中から選任する。

(任期)

第8条 役員は、就任後2年目の定時総会終了時までとする。

- 2 役員は再任を妨げない。

(総会)

第9条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は運営委員会が議決したとき又は代表が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 年度事業計画に関する事項
 - (2) 年度事業報告に関する事項
 - (3) 運営委員の選任
 - (4) 代表及び副代表の選任

- (5) 規約の変更に関する事項
- (6) その他運営委員会において必要と認めた事項

4 総会の議長は、代表が務める。なお、代表が出席できない場合は、副代表が議長を務める。

(総会の議決権)

第10条 ネットワークの会員の議決権は、1会員につき1個とする。

(総会の定足数および議決の方法)

第11条 総会の定足数は、会員の過半数とする。

2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成による。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、代表が必要と認めるとき又は運営委員の2分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

2 運営委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) ネットワークの運営に関する事項
- (3) その他代表が必要と認めた事項

3 運営委員会の議長は、代表が務める。なお、代表が出席できない場合は、副代表が議長を務める。

(運営委員会の構成)

第13条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

ただし、運営委員以外の会員の聴講は自由とし、代表が必要と認めるときは、会員以外の関係者を出席させ意見を求めることができる。

(運営委員会の定足数および議決の方法)

第14条 運営委員会の定足数は、運営委員の過半数とする。

2 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数の賛成による。

(会計年度)

第15条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第16条 本規約は、総会の議決を経て変更することができる。

(施行期日)

この規約は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月24日から施行する。